

## 社会福祉法人吉江学園役員・評議員の報酬等に関する規定

### (趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の3第1項及び社会福祉法人吉江学園定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬・賞与その他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、以下のとおりとする。なお、職員と兼務の場合は無報酬とする。

理事長・・・5万円／年額  
役員・・・1万円／年額  
評議員・・・1万円／年額  
監査・・・1万円／日額

### (費用弁償)

第4条 役員及び評議員がその職務を行うために要する費用は、弁償することができる。なお、職員と兼務の者は無報酬とする。

- 2 費用の弁償については、以下のとおりとする。

交通費・・・3千円／1回

### (改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

### (附則)

第6条 この規定は令和3年4月1日から施行する。